

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 2月27日
契約業者名	パシフィックコンサルタンツ(株) 沖縄支社
契約業者の住所	沖縄県那覇市前島3-1-15
業務の名称	令和7年度那覇港港湾施設細部設計業務
業務場所	那覇市港町2-6-11
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
履行期間(自)	令和 7年 7月 4日
履行期間(至)	令和 8年 5月29日
変更前の契約金額	25,718,000円 (税込み)
変更金額	30,855,000円 (税込み)
変更後の契約金額	56,573,000円 (税込み)
変更理由	変更理由書のとおり。

変更理由書（第1回変更）

件名：令和7年度那覇港港湾施設細部設計業務
契約相手方：パシフィックコンサルタンツ（株）沖縄支社
現工期：令和7年7月4日～令和8年2月27日
変更理由：本業務は、上記相手方と令和7年7月3日付けをもって契約締結し、現在鋭意履行中であるが、下記理由により変更するものである。

記

（1） 令和7年9月25日指示

1) 細部設計（ケーソン式）において、岸壁2工区は暫定断面として背後土圧の作用を考慮しない10年確率波による外力の検討が必要であり、端部のケーソンについては、堤頭函として法線直角方向の側壁に波が作用することから、2工区暫定断面と堤頭函2タイプの検討を追加する。

2) 実施設計において、2工区暫定断面及び取付護岸2タイプの検討を追加する。

（適用条文：土木設計業務等委託契約書第19条）

（2） 履行期間の延伸

本業務の対象である港湾施設の設計において、現在供用している既設岸壁の荷役作業ヤードへの影響を最低限に留める施工方法を検討していたところ、荷役作業ヤードの広範囲を一時的に占有する施工方法が最も優れた案であることが判明した。

本施工方法の決定にあたっては港湾利用者と十分に調整する必要があり、当初履行期間内の業務完了が困難な状況となったことから、履行期間を令和8年5月29日まで延伸することとする。

工期：令和7年7月4日～令和8年2月27日

変更工期：令和7年7月4日～令和8年5月29日

（適用条文：土木設計業務等委託契約書第23条）